提出先	松江市
-----	-----

福祉·介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	トクテイヒエィ	イリカツドウホウジンプロジェクトユウ	フアイ		
法人名	特定非営利	宇定非営利活動法人プロジェクトゆうあい			
法人所在地	,	〒 690-0888 島根県松江市北堀町35-14			
フリガナ	アオヤマシュ	⁷ オヤマシュウイチ サイキヨウコ			
書類作成担当者	青山修一	斉木葉子			
連絡先	電話番号	0852-32-8645	E-mail	saiki@pjui.com	

2 実績報告について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)					
算定した加算の合計					
① 令和6年度の加算額	(a)	17,503,600	円		
i)た加算額	(b)	1,690,976	円		
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるため に繰り越す部分の額	(c)		円		
② 令和6年度に賃金改善が必要な額(a - c)	(d)	17,503,600	円	←	
③ 令和6年度の賃金改善額 (②の額以上となること)	(e)	44,105,232	円	←	
A SOCK COLUMN A A SOCK CO A WHO I					
令和5年度と比較した令和6年度の増加分				_	
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額(繰越分を除く。)(b - c)	(f)	1,690,976	円	←	
令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善額 ⑤ (ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	2,424,411	円	○	
	(h)				
	(i)				
8 ベースアップの実施 実施した場合、ベース 100	実施してい 場合、やむ ない事情	を得			

【記入上の注意】

- ・ (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する福祉・介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i) の値 (g + h の合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

			_		
令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	(j)	56,446,403	田		
(ア)令和6年度の賃金の総額	(k)	100,551,635	田		
(イ)令和6年度の賃金改善額(再掲)	(1)	44,105,232	田		0
(ウ)令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付 金の総額	(m)	0			O
令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(① の額は②の額を下回らないこと)	(n)	54,948,033	田		
(ア)令和5年度の賃金の総額	(o)	89,257,635	円		
(イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額	(p)	11,366,900	田		
(ウ)令和5年度の旧特定加算の総額	(q)	2,407,960	臣		
(エ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額	(r)	2,697,170	円		
(オ)令和6年2·3月分の処遇改善臨時特例交付金 の総額	(s)		臣		
(カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の 独自の賃金改善額	(t)	17,837,572	田		
	(ア)令和6年度の賃金の総額 (イ)令和6年度の賃金改善額(再掲) (ウ)令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと) (ア)令和5年度の賃金の総額 (イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額 (ウ)令和5年度の旧特定加算の総額 (エ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額 (オ)令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の	(ア)令和6年度の賃金の総額 (イ)令和6年度の賃金改善額(再掲) (ウ)令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと) (ア)令和5年度の賃金の総額 (ク)令和5年度の旧処遇改善加算の総額 (ウ)令和5年度の旧特定加算の総額 (ロ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額 (ロ)でかわ5年度の旧ベースアップ等加算の総額 (ロ)令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の	(ア)令和6年度の賃金の総額 (イ)令和6年度の賃金改善額(再掲) (ウ)令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと) (ア)令和5年度の賃金の総額 (ア)令和5年度の賃金の総額 (の) 89,257,635 (イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額 (ウ)令和5年度の旧特定加算の総額 (ロ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額 (ロ)で、クロースでの必額 (エ)令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の	(ア)令和6年度の賃金の総額 (k) 100,551,635 円 (イ)令和6年度の賃金改善額(再掲) (j) 44,105,232 円 (ウ)令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (m) 0 54,948,033 円 でかた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと) (n) 54,948,033 円 (ア)令和5年度の賃金の総額 (o) 89,257,635 円 (イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額 (p) 11,366,900 円 (ウ)令和5年度の旧特定加算の総額 (q) 2,407,960 円 (エ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額 (r) 2,697,170 円 (オ)令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (s) 円 (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の (t) 17,837,572 円	(ア)令和6年度の賃金の総額 (k) 100,551,635 円 (イ)令和6年度の賃金改善額(再掲) (j) 44,105,232 円 (ウ)令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (m) 0 54,948,033 円 でかた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと) (n) 54,948,033 円 (ア)令和5年度の賃金の総額 (o) 89,257,635 円 (イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額 (p) 11,366,900 円 (ウ)令和5年度の旧特定加算の総額 (q) 2,407,960 円 (エ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額 (r) 2,697,170 円 (オ)令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額 (s) 円 (カ)令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の (c) 17,837,572 円

【記入上の注意】

- (o) には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- ・ (p)~(r)は、国民健康保険団体連合会から送付される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づいて記入すること。(s)は、国民健康 保険団体連合会から送付される「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払通知書」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払内 訳書」に基づいて記載すること。
- ・ ②力(t)の独自の賃金改善額とは、令和5年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。 旧3加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、新加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。②力(t)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和6年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)令和5年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

• 2(2)②(カ)の「令和5年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改 善の具体的な 取組内容	
独自の賃金改 善額の算定根 拠	
(1)月額賃	ト護職員等処遇改善加算の要件について 金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算I~Ⅳ】 : I~Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算 V(2)・(4)・(7)・(8)・(13)を算定していなかった事業所のみ
_	金改善要件皿【旧ペア加算】※4・5月分のみ
⇒ 令和6 ⁴	度にベースアップ等加算を算定していた場合】 年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったのと同等以上の賃金改善を行ったことを誓約すること 和5年度もベア加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続しました。 ◆ ○ 4月・5月に新規にベースアップ等加算を算定する場合】
(3)キャリア	アパス要件 I・II

(4)キャリアパス要件Ⅲ	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後	の賃金要件)
【新加算 I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧 キャリアパス要件IV 次の基準を満た	
旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒ (別紙様式3-2「キャリアパス要件IVについて」の 欄から転記)
新加算 I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要((「令和6年度の算定予定①」の期間について)	牛(6月以降) ⇒ (別紙様式3-3「キャリアパス要件IVについて」の 欄から転記)
新加算 I・II の要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定②(期中移行)」の期	間について) ⇒ 【(別紙様式3-3「キャリアパス要件IVについて」の 欄から転記)
r 🗆	

(6)職場環境等要件

【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)又は旧特定 I・Ⅱを算定<u>する</u>】

	O
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	■ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	─ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	□ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上や	働きなから介護価征工寺の取侍を日指す者に対する美務有研修支誦文法や、より専門性の高い文法技術を取侍しようとする 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の 受講支援等
	── 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	
資質の向上や キャリアアップ に向けた支援 一 一 一 一 一 で が は な 動き方の 推進 一 に に に に に は に が は に が は に が は に が は に が も は に が は に が は に に に に に に に に に に に に に	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	🗸 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への 転換の制度等の整備
	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
任涯	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	□ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	── 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	■ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	■ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	▼ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	■ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	== スーナインソ 寺による順场内コミユーケーンョンの円滑化による順々の情化・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や又抜内谷の 水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・
やりがい・働き	■ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	利用者本位の支援方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(7)その他(指定権者に対する特段の連絡事項等がある場合等については、以下の欄に記載すること。)

- ※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本実績報告書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。

記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。 また、令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充 て、万一期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金とし て配分します。

令和 7 年 7 月 29 日 法人名 特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい

代表者 職名 <mark>代表理事</mark>

氏名 田中隆一

- (確認用) 提出前のチェックリスト
 ・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 実績報告について	
(1	加算額以上の賃金改善を行っている	0
1	プライル プライル プライ プライ プライ マイス プライ マイ	0
(2	加算以外の部分で賃金水準を下げないことを誓約している	0

	3 介護職員等処遇改善加算の要件について					
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること				
		令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの 賃金改善の取組の継続を誓約していること	0			
(2)		令和6年4·5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行っていること				
		福祉・介護職員について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること				
		その他の職種について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること				
(2))キャリアパス要件 Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>両方</u> を満たすこと	•			
(3)		キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>どちら</u> かを満たすこと				
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件皿(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。				
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること				
(6)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0			